

平成29年(ワ)1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告提起事件

相手方(債権者) 片岡 明幸

抗告人(債務者) 宮部 龍彦

保 全 抗 告 理 由 書

平成29年8月4日

東京高等裁判所 第14民事部 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

- 1 原決定は法律および憲法解釈の誤りがあるのみならず、原決定自体が差別文書であり、差別決定であり、重大な人権侵害を行っていることである。

原決定を書いた裁判官と債権者は抗告人を差別者だと思っているようだが、原決定こそ差別文書であり、債権者こそが差別者なのである。その理由は次の通りである。

- 2 原決定は「債権者は、被差別部落たる同和地区の出身者であると称する者」(2頁)という一方で、債務者は「称する」のみならず、確たる証拠(乙13ないし乙14)を示して同和地区の出身であることを示した事実がすっぽりと抜け落ちている。

争点とは関係ないと言う趣旨なのかも知れないが、後述する通り、原決定は自称にすぎない債権者が「被差別部落たる同和地区の出身者」であることを殊更斟酌する一方で、債務者の事情を無視することは著しく均衡を欠いている。

原決定は債権者が具体的に損害を被ったという事実を全く示しておらず、債権者が「被差別部落出身者」であるということと、「嫌な思いをした」という感情論のみを拠り所としている。

むしろ、原決定は債権者が部落解放同盟の役員である事実に注視して、背景にある団体や、思想信条によって債務者を差別したものである。

- 3 原決定は「債権者は、まさしく全国部落調査データに記載されている地区の一つの出身であることを述べている」「債権者が、子供のころから、被差別部落の出身者として嫌な思いをしてきたことがあり、面と向かって同級生から侮辱的発言を受けたことすらあった」(12ないし13頁)というが、債権者が最後の審尋が終わる間際になって急いで出した陳述書(甲17)では具体的な地名は伏せられている。

それでも裁判官が「まさしく全国部落調査データに記載されている地区の一つの出身」と言い切れるなら、抗告人の知らないところで債権者が裁判官に対して具体的な地名を伝えたか、別の情報から判断したということである。

全国部落調査(甲7)に掲載されている兵庫県たつの市新宮町の部落は仙正、段之上、森本、平野、上笹があるが、このうち食肉センターが存在するのは仙正のみである。

- 4 実際、債務者は仙正を訪れて確認した。

仙正には新宮町食肉センター、碓井食肉センターがある。

債権者が言う「ホルモンの行商」は、現在では債権者の兄が会長であり、甥(兄の息子)の片岡●●氏が代表取締役社長を務める「●●●●一株式会社」(以降「●●●●一」と言う)に発展している(乙16、17)。**●●●●一**の店舗はたつの市新宮町、宍粟市山崎町、揖保郡太子町にあり、さらにインターネット販売を行っている。牛馬豚肉の他、ホルモン、ジビエ、惣菜などを販売している地域の人気店である。

同和事業で作られた改良住宅(仙正北、仙正西、仙正宮ノ西、仙正宮ノ西南、仙正南)と仙正隣保館(乙18)、仙正教育集会所(乙19)があり、一見して同和地区と分かる状況である。インターネットで利用できる「国立国会図書館サーチ」で検索

すると、「兵庫県の部落—新宮町仙正部落(現地報告)」という記事の見出しが出てくる(乙20, 21)。

従って、債権者の出身地とされるたつの市新宮町仙正が部落かどうか調べようと思えば、全国部落調査がなくともインターネット等で容易に分かる状況である。全国部落調査の公開と、債権者の出身地が判明することには因果関係がない。

●●●●一の社長によれば、「全国部落調査をネットで公開するのはだめだろ」と言いつつも、結婚差別というのは昔のことで、今はあまり気にする人はいないとのことである。食肉産業については、発展したのは戦後のことであり。●●●●一の従業員にしても兵庫県下の肉屋にしても、ほとんどの人は部落とは関係ないということである。また、仙正隣保館については部落の目印になってしまっているし、学校の先生の天下り先で税金の無駄遣いなので個人的には廃止を求めているとのことであった。そして、住民の移動もそれなりにあるので、具体的にどの範囲が部落で誰が「部落民」なのかは分かるものではないという。

ただ、●●●●一の社長が子供の頃は学校で部落の子だけが特別に勉強する「ナントカ教室」のようなものがあって、それに参加することによって、誰が部落の子か分かるような状態だったという。

- 5 原決定の内容が差別的なのは、兵庫県たつの市新宮町仙正を「被差別部落」と認定し、出身者であるからという理由で片岡明幸を「被差別部落出身者」として認定したことである。

自称被差別部落出身者の片岡明幸の作文が「十分に信用性がある」と言うのであれば、全国部落調査に掲載された部落の出身者である債務者の言い分も聞くべきである。

そもそも「全国部落調査」は昭和初期に中央融和事業協会が府県を通じて把握した「部落」の一覧である(乙22)。「被差別」という意味合いは、債権者と原決定裁

判所が勝手に付け加えたものである。部落であればそれは「被差別」であるという考えは間違いである。

例えば全国部落調査に掲載されている、現在の三重県熊野市有馬町という部落があるが、ここは同和地区指定されることはなく、現在は住民からも部落とは認識されていない。なぜなら、1960年頃にこの部落の起源は鈴木孫一(雑賀孫一)が率いた雑賀衆であることが分かり、雑賀衆は傭兵ではあるが一応武士の一種であるためである(乙23)。実際に、有馬町は鈴木姓の住民が非常に多い。しかし、雑賀衆の後裔の村が部落と見なされてきたことは事実であり、雑賀衆は武士の中でも最下級であるから、賤民と見ることができる。同様に武士の最下級である忍者も賤民の一種である。しかし、現在では雑賀衆や忍者の子孫が差別の対象であると考えられる人はいないであろう。

このように、差別の対象となるかどうかは周囲や本人の気持ちの持ち方一つであって、誰が「被差別」だと決めつけることはできない。

また、地名が分かれば「被差別部落出身者」が分かるものでもない。同和対策事業が行われた時代は「属地属人主義」という概念で事業の対象者が認定され、同じ行政区画内でも所属町内会の違いや、新住民か旧住民であるか、同和団体に属しているかどうかによって事業の対象になったりならなかったりすることがあった。憲法で居住移転の自由が保障されているのだから、部落に移住したり、部落で生まれたりしたら直ちに「被差別」となるという考えは極めて不合理であることは容易に想像ができることである。

実際、昭和43年3月に政府が行った同和地区実態調査(乙24)では「同和関係人口」「混住率」という概念が定義され、同和地区の全ての住民が「部落民」でないことが示されている。また、同和地区の定義が不明確であり、「一般地区化」という表現で同和地区が必ずしも固定されたものでないことを述べている。

それにも関わらず、原決定は単に部落の出身なら、債務者も含めて「被差別部落出身者」と認定した。ゆえに、原決定は差別文書なのである。

かつて部落とされた地域の出身なら部落出身者と言われることは別に構わないが、現に今も部落に居住している友人や親族を含めて、裁判所によって「被差別」とレッテルを張られることは極めて侮蔑的である。

また、誰がどこに住んでいるかということは、電話帳、住宅地図等でも概ね把握でき、図書館等で過去のものを見ることで「出身者」をある程度知ることのできるから、全国部落調査の掲載地区を「被差別部落出身者」と認定した原決定は、公のものとなっているそれらの情報を「被差別部落出身者のリスト」に変化させるものである。原決定は、言わば「部落人名総鑑」を作ったのである。

- 6 原決定は、債務者が「同和地区.みんな」ドメインを転送したこと等から同和地区 Wiki の記事を削除し、掲載停止を行うことが可能な権限を有していることは明らかというが(13頁)、ドメインの所有は Wiki サイト内の記事を削除・掲載停止を行う事ができるということを意味しない。

また、債務者は確かに全国部落調査が不特定多数の手によって研究されることを望んでいたが、それは「部落解放同盟関係人物一覧」とは全く別の問題である。債務者が「同和地区 Wiki」の掲載された記事内容については、常日頃から十分にチェックし、把握していた(14頁)という点については裁判官の想像に過ぎず何ら疎明は行われていない。

「部落解放同盟の主張や活動方針と激しく対立する立場にある債務者」(15頁)というが、債務者が部落解放同盟と激しく対立するようになったのは、本件に係る一連の訴訟が提起された後のことであって、それより前は是々非々の立場である。

さらに、債務者は平成28年3月8日に新宿で部落解放同盟中央本部の西島藤彦書記長と大西聡事務長と面談を行い、「全国部落調査」の公開中止を要請され

たが、「部落解放同盟関係人物一覧」の話は一切出なかった(乙25)。

債務者が「部落解放同盟関係人物一覧」に気づいたのは平成28年3月26日に仮処分申立書が届いた時点であるが、同時に「部落解放同盟関係人物一覧」等の削除の申立てが取り下げられている(乙26, 27)。そして、改めて「部落解放同盟関係人物一覧」を削除せよという趣旨の仮処分申立書が届いたのは平成28年4月9日のことであり、これでは平成28年4月9日より前に債務者が何らかの対処をしなければならないと認識することは不可能である(乙28)。

- 7 原決定は「差別意識や差別的言動を撲滅しようとしてきた国家やこれに沿う活動をしてきた個人や組織の長年の努力」「(債権者は)長年部落解放同盟に所属して差別解消のための活動に従事してきた」(17頁)というが、現実は全くそうではない。

そもそも、私人間の問題に国家の政策を持ち出すことが相当でないが、あえて反論すれば国家は「部落差別が存在する」ということを既成事実として漫然と「行政の継続性」として前例踏襲しており、解放同盟も、もはや組織の存続自体が目的となっている。

例えば、原決定は「一部の人々の間には、今なお同和地区出身者に対するいわれなき差別意識が厳然として残っていることが認められる。このような差別意識自体をいずれは完全に覆滅し」(16頁)と述べているが「一部」というのが1人でも含むのであれば、例えば誰にとっても反倫理的な犯罪である殺人でさえ年に一定数は発生することを考えれば「完全に覆滅」などということは、どう考えても非現実的なことである。それが「差別解消」された状態というのであれば、もはや「差別解消」を達成しようという意志を放棄したと言わざるをえない。裁判所も解放同盟も、50年後も100年後も全国部落調査を公然の秘密のような扱いをし、その理由として「部落差別は解消されていない」ということを漫然と踏襲しようとしている。

そのような、無責任な行為は憲法が定める平等権に反するものであるから、債務者は一国民として断固抵抗しなければならない。国家による間違っただけの行為に対する債務者の抵抗は権利ではなく義務なのである。

- 8 しかも、その「差別意識」なるものは、まさに債権者と原決定を下した裁判官が持っているものである。

疎甲17の差別の事例(16頁)は、仙正に関するものは相当昔のことであるし、その他の事例は仙正と関係ない事例である。例えば埼玉の同和地区で起こったことだから、兵庫の同和地区でも起こるとするのは、不合理な考えである。典型的な「早まった一般化」と呼ばれる詭弁であり、一部の同和地区での出来事をあたかも全ての同和地区であるかのように言うことである。

例えば、「過去に神奈川県同和地区で同和向け住宅貸付金の踏み倒しが横行したということは、全国の同和地区ではいつでもどこでも貸付金が踏み倒されている」と考えるとすれば、偏見に他ならず、差別者の思考である。それゆえ、債権者と原決定を下した裁判官は差別意識を持っているのである。

原決定は全国部落調査の内容が知られることで、かつての同和地区の所在地が広く知られるということを意味すると言うが、少なくとも仙正に関しては●●●●一の社長が言っているとおり、仙正隣保館が存在することの方がよほどそこ同和地区の存在を知らしめている。同和対策により設置された隣保館(乙29)が、漫然と今も維持されていることは、公権力によるものである。そして、隣保館を廃止するために議論をしようにも、そのためには当然隣保館が同和対策によって設置されたことを公言しなければならず、同和地区の所在地が広く知られることがいけないというのであれば、議論をすることすらできない。

また、●●●●一の社長が言っているとおり、一部の同和地区では誰が部落の子供か知らしめるような教育が学校で行われていたことは事実である。特に債務者の

出身地では、どこが部落か直接的に言いふらすことを推奨するような教育が行われていた(乙30)。しかし、今になって部落を隠せと言われているわけで、このような場当たりのいい加減な政策に部落や部落の周辺住民は翻弄されてきた。今さら「差別意識や差別的言動を撲滅しようとしてきた国家やこれに沿う活動をしてきた個人や組織の長年の努力」と言われても信用することはできない。同じ思いを持っている部落や部落の周辺住民は債務者だけではない。

同和対策事業が行われた時期に、同和地区の場所が行政や運動団体によって明らかにされ、さらに当時建設された隣保館、教育集会所、墓地、作業場、農機具保管施設、改良住宅等は事実上同和地区の目印となっているが、それらについて議論することは結局同和地区の場所や同和地区の場所の調べ方を明らかにすることになるため、タブーになってしまっている現状がある。

議論を妨害し、「差別意識の形成、増長、承継」(17頁)を行っているのは、債務者ではなく、債権者と原決定を下した裁判官である。債務者は戦前の融和事業の歴史的資料を公開し、研究しているものであって、そこに虚偽や差別はない。しかし、債権者と原決定は、部落が分かれば同和地区出身者や居住者が明らかになると言い、さらにそれらが差別されるものだと言ってはばからない。しかも、法律上の判断をする上で、誰が被差別出身者かといったことを意識し、公文書たる決定書にそのことを記述し、部落の出身者であれば「被差別」であるといった虚偽で差別的な情報を「公開」した。

原決定のように、個人を特定することを容易にするような情報が差別を助長するという論理でいけば、住宅地図や電話帳(乙31)のようなものも差別を助長することになってしまう。しかし、本来改めるべきは、善意であろうと悪意であろうと「部落はこうである」という根拠のない偏見であって、原決定は責任の矛先を誤っている。

どこが部落か知られることによって「強い怒りや危機感、おそれを感じる」(17頁)

とすれば、まさに差別者の思考である。原決定は債権者が「被差別部落の出身者」や「部落解放同盟に所属」していることを免罪符にしているが、それでは、部落外の間人がそのような思考をしていれば、どのような事が起こるか想像して欲しい。また、これから部落に住もうとしている人、部落の人と結婚しようとしている人にそのような考えを吹聴すればどうなるであろうか。

全国の部落は一律のものではなく、一般の集落と同じようにそれぞれ違いがあり、部落だからどこでも誰でも一律に差別されるという考えは間違いである。実際、多くの部落は一般の集落と変わらないし、部落に住んだからと言って特別な人格が生ずるわけではない。また、歴史的経緯や同和行政について知っていれば、部落に住んだから「被差別部落出身者だ」という考えも間違いであることが分かる。ゆえに、部落の場所が分かったからと行って「怒る」必要はないし、「おそれを感じる」必要もない。このような債務者の考えは「差別意識」と言えるだろうか。また、債務者に限らずそのような考えを持っている人が結婚差別や就職差別のようなことをするだろうか。

債権者は疎甲17で「一般的な社会認識として「肉屋は部落民」と理解されてきました」と言っているが、何の事はない、債権者自身がそう思っており、部落解放同盟が食肉は「部落産業」であるかのように言いふらしたり(乙32)、わざわざ「同和」を名前に冠した「同和食肉事業協同組合」のような組織を作ったりして広めていることである。そのせいで、債務者の実家も屠殺業をやっているために(乙33, 34)、債務者も「部落民」と思われたことが何度もある。

全国部落調査(乙22)を見れば分かる通り、部落の産業は農業が圧倒的に多く、肉屋は部落民という考えは偏見である。例えば、国内の大手食肉メーカーである日本ハム、伊藤ハム、プリマハム、丸大食品からして部落とは無関係である。

原決定は、皮肉にも差別意識を持った自称「被差別部落出身者」と裁判官が、

偏見と差別意識を克服した債務者を人格否定しているのである。そして、債権者と原決定を下した裁判官は自らの差別意識の責任を他人に転嫁することで安心しようとしているのである。

原決定は同和地区の情報は出身地にとってプライバシー情報であり、社会的評価を低下させ、名誉権を侵害するといった趣旨のことを述べる(17頁)が、名誉権を侵害しているのは、債権者と原決定自体である。債権者と原決定は出身地が部落であれば「被差別部落出身者」であり差別されると根拠のない誹謗をしている一方で、債務者は中立的で客観的な事実を提示したに過ぎない。原決定は「総理大臣はバカ」と言う人と「総理大臣は安倍晋三だ」と言う人がそれぞれいた場合、後者の人が安倍晋三を侮辱したと判断するようなものである。

真に差別意識を撲滅するためには、債権者と原決定を下した裁判官のような人々が、まず部落の歴史と現状についての正しい知識を得て、自らの差別意識を克服しなければならない。そのために、全国部落調査は欠かすことのできない重要な資料なのである。

- 9 原決定は債権者が部落解放同盟の役職に着いていることが公知の事実であることを認めつつ、そこに掲載された情報をいかなる媒体にも転載することを許容していると解されるいわれは全くないという趣旨のことを述べている。しかし、その理屈で言えば誰かが自ら公表している事実であっても、本人の許可無く出版物等の媒体に載せてはならないということになり、個人に関する報道全般を不可能にするものであり、国民の表現の自由を著しく侵害するものである。

しかも、それが部落の地名のように、ある人が住んでいた場所の地名にまで及ぶのであれば、地理についての研究発表も不可能になってしまう。

また、債権者が穢多であることを誇るという水平社の精神を受け継ぐ部落解放同盟の役職に着いていることを公表しておきながら、自らの出身地が部落であること

を知られたくないというのは全く不自然なことで、道理に合わないことである。債権者の目的は、解放同盟の意に沿わない債務者を懲罰することであって、そのために本心とは異なる建前論を振りかざしているにすぎない。

以上